

新築住宅の固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

牛久市長 様

納税義務者(所有者) 住所

氏名

個人番号又は法人番号

地方税法の規定により、下記家屋に対する減額の申告をします。

記

所在地		家屋番号	種類	構造	
牛久市					
床面積			区分所有に係る家屋		共同住宅
居住部分の床面積	その他の用の床面積	総床面積	専有部分	共有部分	1棟中の個数
m ²					
建築年月日		登記年月日	居住の用に供した年月日		
年 月 日		年 月 日	年 月 日		

新築住宅の固定資産税減額の申告について

この減額を受けようとする方は、新築した年の翌年の1月31日までにこの申告書を提出しなければなりません。

○ 適用対象は、次の要件を満たす住宅です。

ア 専用住宅や併用住宅であること。(なお、併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。)

イ 床面積要件 …… 50m²(一戸建以外の貸家住宅にあつては40m²)以上280m²以下

○ 減額される範囲

減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分(居住部分)だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額対象となりません。なお、住居として用いられている部分の床面積が120m²までのものはその全部が減額対象に、120m²を超えるものは120m²分に相当する部分が減額対象になり、減額対象に相当する固定資産税が2分の1に減額されます。

○ 減額される期間

ア 一般の住宅(イ以外の住宅) …… 新築後3年度分(認定長期優良住宅については、新築後5年度分)

イ 3階建以上の中高層耐火住宅等 …… 新築後5年度分(認定長期優良住宅については、新築後7年度分)

※「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき、新築された住宅の場合には、申告の際に「長期優良住宅建築等計画の認定通知書」の写しを添付する必要があります。

牛久市 総務部 税務課 資産税グループ 電話029(873)2111(代)